

# 発生土及び改良土の利用要領

令和7年 6月 1日改定

株式会社富士土木

※UCR経由の発生土については、UCRの受入地利用案内に基づいて下さい。

## 1. 搬出入場所

① 〒198-0053 青梅市駒木町二丁目1320番地  
青梅建設発生土再利用事業所

② 〒196-0002 昭島市拝島町四丁目11番地1  
青梅建設発生土再利用事業所 昭島分所

担当窓口 (株)富士土木 青梅工場  
青梅建設発生土再利用事業所 竹田・小川  
TEL:0428-22-6107 FAX:0428-22-6109  
e-mail [ome@fujidoboku.co.jp](mailto:ome@fujidoboku.co.jp)

## 2. 利用日時及び休日

- (1) 利用日 ①青梅(昼間)月曜日～土曜日(土曜日は第2・第4・第5のみ)  
②昭島(夜間)月曜日～金曜日
- (2) 休業日 日曜、祝日(振替日を含む)、第1・第3土曜日(昭島毎週土曜日)、  
夏期休業日、年末年始休業日、その他定める日
- (3) 利用時間 ①青梅建設発生土再利用事業所 8:30～11:50まで  
12:50～16:30まで  
最終受付16:00  
②青梅建設発生土再利用事業所 20:00～翌3:30まで  
昭島分所 最終受付3:00

(4) 天候や現場の状況が悪い場合は持出持込共に中止となります。

## 3. 発生土受入基準

(1) 土壌汚染対策法の指定地域 \* 1、ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域 \* 2  
に該当する工事からの受入れはできません。

\* 1 土壌汚染対策法の指定地域については東京都環境局のホームページで確認できます。

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/law/designated\\_areas.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/law/designated_areas.html)

\* 2 ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域については環境省のホームページで確認できます。

<http://www.env.go.jp/council/10dojo/y100-20/ref05.pdf>

(2) 「土壌汚染対策法施行規則」別表第3、同別表第4及び「ダイオキシン類による大気汚染、  
水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」に示す有害  
物質が含まれていない建設発生土。(利用時有害物質に関する土質検定試験書を提出  
して下さい)

(3) 廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず、金属くず、廃塩化ビニル、  
瓦、プラスチックなど)と分別し、これらが混入していない建設発生土であること。

(4) 受入土質及び土質区分は、下表に合致すること。

| 土質区分     | 受入土質                      |
|----------|---------------------------|
| 第1種建設発生土 | 砂、礫及びこれらに準ずるもの            |
| 第2種建設発生土 | 砂質土・礫質土・*改良土及びこれらに準ずるもの   |
| 第3種建設発生土 | 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの |

\* 改良土は石灰系材料の安定処理材を使用したものに限り、地盤改良材(セメント系、  
珪酸塩系等)が含まれているものは受入できません。

(5) 高含水比ではなく、悪臭のしない建設発生土であること。

\* 含水比の判断は地山状態でコーン指数400kN/m<sup>2</sup>以上であること。集積場で積上げ出来る  
発生土であること。

(6) 状況により工事設計に第2種改良土の使用があり、発生土のみを当事業所に搬入  
し他社に第2種改良土を取りに行く場合、受入を断る場合があります。

また現在発生土の受入は公共工事のみで民間工事は受入していません。

#### 4. 持出し土の種類

① 第2種改良土(最大粒径13mm以下)

②普通土(青梅再利用事業所のみ)

## 5. ダンプ車種及び利用台数の算出

利用ダンプ車種は、大型(10tクラス)中型(4tクラス)小型(2tクラス)の3種類に区分します。ダンプ1台ごとの積載仮定土量は、単位体積重量を建設発生土1.8t/m<sup>3</sup>、改良土1.5t/m<sup>3</sup>、普通土1.65t/m<sup>3</sup>として次の計算式により算出した表-1の値を採用します。

$$\text{計算式} \quad \text{積載重量} \div \text{単位体積重量} = \text{積載仮定土量(小数点第2位以下切捨て)}$$

表-1 車種別積載仮定土量

| 車種  | 大型(10t)            | 中型(4t)             | 小型(2t)             |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|
| 発生土 | 5.27m <sup>3</sup> | 2.10m <sup>3</sup> | 1.05m <sup>3</sup> |
| 改良土 | 6.30m <sup>3</sup> | 2.52m <sup>3</sup> | 1.26m <sup>3</sup> |
| 普通土 | 5.70m <sup>3</sup> | 2.28m <sup>3</sup> | 1.14m <sup>3</sup> |

## 6. 発生土改良土普通土料金

|                  | 金額                               | 消費税  | 合計                 |
|------------------|----------------------------------|------|--------------------|
| ①青梅再利用事業所<br>発生土 | (地山1m <sup>3</sup> 当り)<br>3,710円 | 371円 | 4,081円             |
| ①青梅再利用事業所<br>改良土 | (ほぐし1m <sup>3</sup> 当り)<br>800円  | 80円  | (積込みを含みます)<br>880円 |
| ①青梅再利用事業所<br>普通土 | 無料                               |      |                    |
| ②昭島分所<br>発生土     | (地山1m <sup>3</sup> 当り)<br>7,480円 | 748円 | 8,228円             |
| ②昭島分所<br>改良土     | (ほぐし1m <sup>3</sup> 当り)<br>800円  | 80円  | (積込みを含みます)<br>880円 |

\* 令和7年6月1日より発生土の金額が改定されています。

\*\* 公共工事での価格です。公共工事以外の民間工事は受入していません。

## 7. 申込みから搬出入手続き

青梅再利用事業所・昭島分所の利用申し込みは、青梅再利用事業所で行います。

## (1) 申込

- ① 申込先 青梅市駒木町二丁目1320番地 (株)富士土木 青梅工場
- ② 申込者 元請業者「現場代理人または主任技術者(監理技術者)」
- ③ 申込様式 青梅再利用事業所所定提出書類様式  
\* (株)富士土木ホームページ(www.fujidoboku.co.jp)より取り出せます。
- ④ 受付期間 利用開始の10日前まで
- ⑤ 受付時間 9時～12時及び13時～17時まで
- ⑥ 受付休業日 土曜日、日曜日、祝日(振替日含む)、夏季年末年始休業日

## (2) 利用申込手続き方法

- ① 利用申込みを予定している工事については、契約機関と契約後の早い時期に利用確認の電話を(株)富士土木にかけて下さい。その際、書類提出等の説明をいたします。
- ② 青梅再利用事業所の場合は様式1(青)～様式5(青)様式8(青)、昭島分所の利用場合は様式1(昭)～様式5(昭)様式8(昭)まで下書きした提出書類を(株)富士土木にFAX(0428-22-6109)またはメール(ome@fujidoboku.co.jp)をして仮申込みをして下さい。
- ③ 上記FAXまたはメール後に確認の電話を(株)富士土木(0428-22-6107)にして下さい。
- ④ 提出書類の記載内容の確認後、担当者から申請者へ連絡します。修正箇所があればその内容を伝え、整理番号と請求書もこの時送ります。利用料金は前払いとなっております。請求先がある場合確認します。その後、申込書類の原本1部に押印して完成した上で提出して下さい。原本は必ず提出してください。今後の書類が出せなくなります。
- ⑤ 下記の提出書類を持参して青梅再利用事業所窓口に出して下さい。その際「利用決定通知」、「車両通行証」をお渡しします。(昭島分所利用は整理券も)

### 利用申込時に提出する書類 青梅再利用事業所利用(青)・昭島分所利用(昭)

|   |                 |     |              |
|---|-----------------|-----|--------------|
| 1 | 発生土利用申込書        | 様式1 | 発生土利用時       |
| 2 | 改良土・普通土利用申込書    | 様式2 | 改良土・普通土利用時   |
| 3 | 発生土ダンプ台数計画書     | 様式3 | 発生土利用時       |
| 4 | 改良土・普通土ダンプ台数計画書 | 様式4 | 改良土・普通土利用時   |
| 5 | 利用車両通行証発行申込書    | 様式5 |              |
| 6 | 汚染要因に関する調査表     | 様式8 | 発生土利用時       |
| 7 | 土質検定試験書         |     | 発生土利用時必要に応じて |

## (3) 青梅事業所及び昭島分所での搬出入受付について

- ① 青梅事業所受入れ、出荷の受付は伝票で処理をいたします。  
(株)富士土木の受付で整理番号、元請業者、品名(発生土・改良土)、車種(数量)を伝えて手続きをして下さい。帰りに控え伝票をもらって下さい。
- ② 昭島分所受入れ、出荷の受付は整理券で処理をいたします。

昭島分所の受付で整理番号、元請業者を伝えて整理券を渡して手続きをして下さい。帰りに整理券控をもらって下さい。

- ③普通土は(株)富士土木受付で処理を行います。受付で整理番号、元請業者を伝えて下さい。最終車は確認表をもらって下さい。
- ④UCR(活用土)経由の場合はUCR(活用土)の伝票で行います。従来通り青梅事業所受付、昭島分所受付で手続きをして下さい。
- ⑤予定がはいていない場合や整理番号、元請業者が判らない場合は受付出来ませんので注意して下さい。

#### (4) 利用完了届、搬入搬出確認書、改良土の品質証明、リサイクル証明について

- ①利用が終了しましたら、様式9青梅再利用事業所利用(青)昭島分所利用(昭)の利用完了届をすみやかに(株)富士土木青梅工場窓口へFAXした後提出して下さい。
- ②利用完了届提出後搬入搬出完了確認書を発行いたします。また数量が減り払い戻しがある場合、返金請求書を発行しますので申し出てください。
- ③改良土の品質証明リサイクル証明が必要な場合は、(株)富士土木へ電話で請求後受け取りに来て下さい。品質証明は前月試験分が翌月の20日以降発行が可能になります。

## 8. 搬出入方法

#### (1) 搬出入ダンプの予定表の様式6、様式7提出(青梅再利用事業所(青)昭島分所(昭))

1週間ごとに搬出入ダンプ予定台数を利用する週の前週の木曜日16:30までに、(株)富士土木へFAX又はメールで送って下さい。ダンプの制限台数から1日当りの搬出入台数を調整する必要がある場合は、ご担当者様に連絡しますのでその指示に従って下さい。

#### (2) 徐行厳守区間

青梅再利用事業所を利用する場合、吉野街道から青梅再利用事業所までの図-1に示す住宅地内の徐行区間の通行については、徐行(時速20km以下)して下さい。

同じく昭島分所を利用する場合、図-2に示す国道16号拝島橋北信号から昭島分所間の昭島市道通行については、徐行を厳守して下さい。

#### (3) 搬出入車両

搬出入ダンプ車は、荷台枠やマフラー等を改造したもの、タイヤ洗車機に乗れない車両は使用できません。

#### (4) 搬入経路

搬入経路は、青梅再利用事業所は図-1、昭島分所は図-2により通行して下さい。

## (5) 運搬時の注意

- ①青梅再利用事業所または昭島分所を利用する場合は、通行証が必要です。届出がされた車両以外は利用することができません。
- ②工事現場から青梅再利用事業所または昭島分所までは、通行証をフロントガラスに掲示して一目で判断出来るようにして下さい。
- ③運搬にあたっては、過積載がないようにするとともに、積載物が飛散、流出しないように必ずシートをかけて十分な措置を講じることなど、道路交通法を遵守して下さい。過積載防止のため、台貫計量を随時実施します。
- ④過積載の車両や荷台より水が垂れている高含水比の車両、発生土以外の異物が混入している車両は受け取る事が出来ませんのでそのまま持ち帰っていただきます。
- ⑤町内道路の走行規定違反や近隣からの苦情があった車両については青梅再利用事業所及び昭島分所を出入禁止といたします。

## (6) 悪天候による制限

悪天候により、青梅再利用事業所または昭島分所の運営に支障がある場合は、利用の受入れを中止します(終日または途中での中止)。悪天候の場合は、あらかじめ下記へ確認して下さい。

|          |                      |                   |
|----------|----------------------|-------------------|
| 青梅再利用事業所 | 0428-22-6107(株)富士土木) | ホームページ朝6:30までに掲示  |
| 昭島分所     | 042-545-1258(分所直通)   | 080-2597-3357(夜間) |

## (7) 事業地での注意

- ①青梅再利用事業所利用の場合、(株)富士土木窓口で伝票を発行してもらい入場して下さい。
- ②昭島分所利用の場合、昭島分所受付で整理券を渡し、整理券控をもらい入場して下さい。
- ③高含水比や過積載など検査が必要な場合、荷台のシートを外し検査を行いまた台貫に乗ってもらいます。受入不可能な場合持ち帰りの指示に従って下さい。
- ④事業地内では係員の指示に従って下さい。
- ⑤青梅再利用事業所利用の場合、周辺道路を汚さないようにタイヤ洗車機で土砂を落としてから事業所を出発して下さい。
- ⑥昭島分所利用する場合も、タイヤ洗車機で土砂を青梅再利用事業所と同様に土砂を落とし出入りは夜間受入れのため、騒音防止に努めて下さい。

## 9. 利用停止措置について

次の各号に掲げる事項に該当する場合は青梅再利用事業所及び昭島分所の利用を停止するとともに、場合によっては今後青梅再利用事業所及び昭島分所の利用を禁止します。

- ①利用申込みに虚偽があるとき。

- ②利用申込みとは異なる工事場所から発生土が持込まれたとき。
- ③受入基準に適さない発生土の持込があったとき。また発生土の状態が悪くなり改善要望に従わなかったとき。
- ④徐行区間において徐行しない等の近隣地域の安全配慮に欠けた行為があるとき。
- ⑤利用車両に過積載、不正改造などの法令違反があるとき。
- ⑥事業所職員、事業所内作業員の指示に従わない、暴言、暴力などの不良行為があるとき。

## 有害物質に関する土質検定試験書・汚染要因に関する調査表提出基準

**注** 土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域に該当する工事からの受入れはできません。

### 1 対象となる工事について

建設発生土を搬出する全ての工事が対象になります。

建設発生土の発生する工事場所、工事方法、工事規模等により、土質検定試験書または汚染要因に関する調査表を提出して下さい。

(1) 土質検定試験書

①「有害物質の試験」対象工事

ア、1件工事で500m<sup>3</sup>以上の発生土を搬出する工事

イ、公共、公益工事以外の工事、その他青梅再利用事業所が必要と認めた工事

②「ダイオキシン類の試験」対象工事

ア、河川・港湾・湖沼から発生する水底土砂を搬入する工事

イ、その他青梅再利用事業所が必要と認めた工事

③内容

3-1「有害物質の試験項目・基準値及び検定方法」及び、3-2「ダイオキシン類の試験項目・基準値及び検定方法」に基づき、土質検定試験を実施し提出してください。

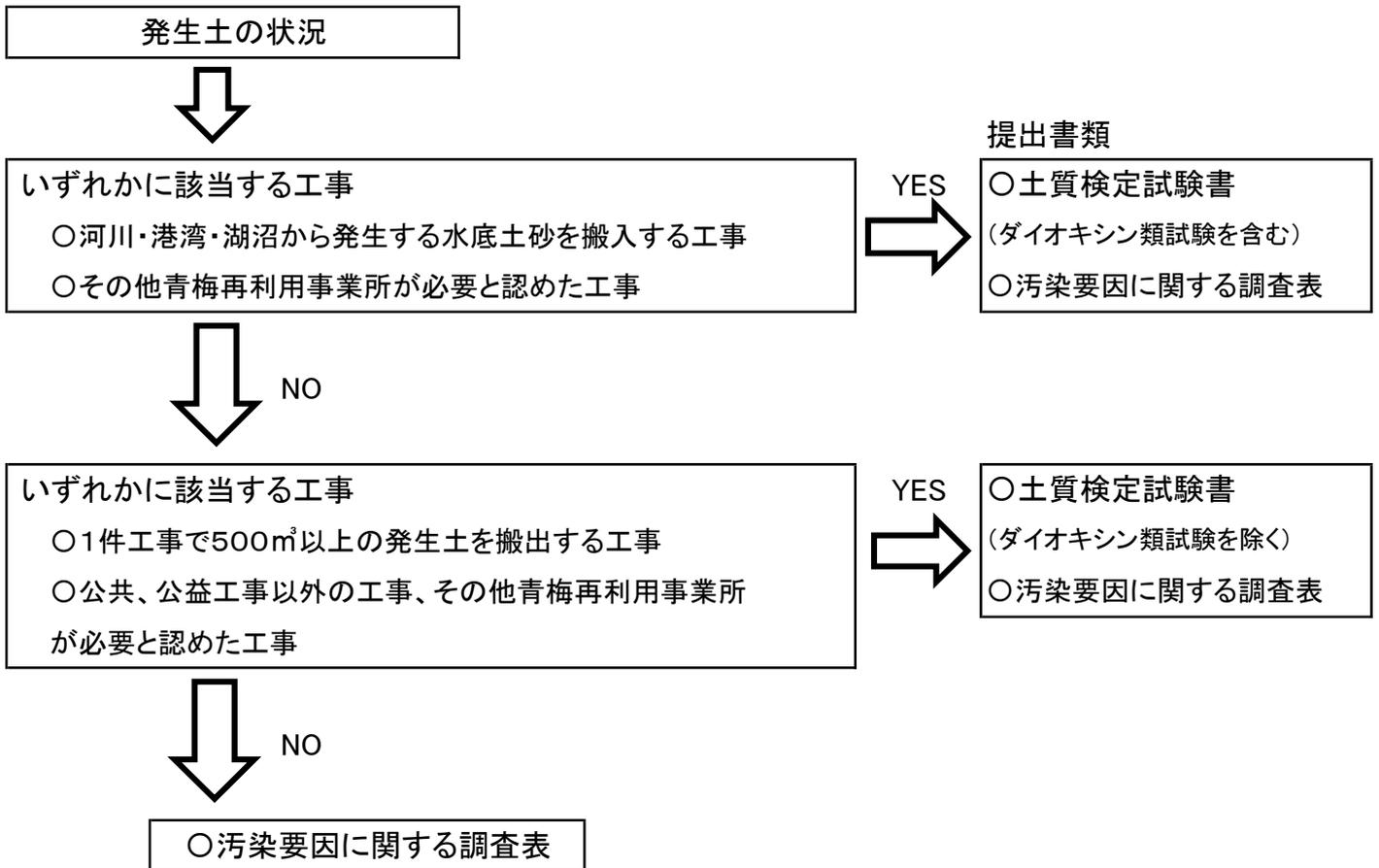
④試験頻度

1回／5,000m<sup>3</sup>

(2) 汚染要因に関する調査表

全ての工事で様式8青梅再利用事業所利用(青)昭島分所利用(昭)を提出して下さい。

## 土質検定試験書・汚染要因に関する調査表提出フロー



### 2 土質検定試験書・汚染要因に関する調査表の提出について

土質検定試験書・汚染要因に関する調査表は発生土を青梅再利用事業所及び昭島分所へ持込前までに提出してください。未提出の場合は伝票、確認伝票の発行が出来ません。

### 3-1 有害物質の試験項目・基準値及び検定方法

有害物質の試験項目・基準値は、土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第4及び同別表5によります。(平成31年3月20日付一部改正)検定方法は、令和2年4月環境省告示第46号)によります。  
5地点混合方式で行ってください。

#### 土壤汚染

〈別表第4(第31条第1項関係)〉

| 試験項目         | 単位   | 基準値      |
|--------------|------|----------|
| カドミウム及びその化合物 | mg/l | 0.003以下  |
| 六価クロム化合物     | mg/l | 0.05以下   |
| クロロエチレン      | mg/l | 0.002以下  |
| シマジン         | mg/l | 0.003以下  |
| シアン化合物       | mg/l | 検出されないこと |
| チオベンカルブ      | mg/l | 0.02以下   |
| 四塩化炭素        | mg/l | 0.002以下  |
| 1・2-ジクロロエタン  | mg/l | 0.004以下  |
| 1・1-ジクロロエチレン | mg/l | 0.1以下    |
| 1・2-ジクロロエチレン | mg/l | 0.04以下   |
| 1・3-ジクロロプロペン | mg/l | 0.002以下  |
| ジクロロメタン      | mg/l | 0.02以下   |
| 水銀及びその化合物    | mg/l | 0.0005以下 |
| アルキル水銀化合物    | mg/l | 検出されないこと |

| 試験項目          | 単位   | 基準値      |
|---------------|------|----------|
| セレン及びその化合物    | mg/l | 0.01以下   |
| テトラクロロエチレン    | mg/l | 0.01以下   |
| チウラム          | mg/l | 0.006以下  |
| 1・1・1トリクロロエタン | mg/l | 1.0以下    |
| 1・1・2トリクロロエタン | mg/l | 0.006以下  |
| トリクロロエチレン     | mg/l | 0.01以下   |
| 鉛及びその化合物      | mg/l | 0.01以下   |
| 砒素及びその化合物     | mg/l | 0.01以下   |
| ふっ素及びその化合物    | mg/l | 0.8以下    |
| ベンゼン          | mg/l | 0.01以下   |
| ほう素及びその化合物    | mg/l | 1.0以下    |
| ポリ塩化ビフェニル     | mg/l | 検出されないこと |
| 有機りん化合物       | mg/l | 検出されないこと |

〈別表第5(第31条第2項関係)〉

| 試験項目          | 単位    | 基準値   |
|---------------|-------|-------|
| カドミウム及びその化合物  | mg/kg | 45以下  |
| 六価クロム化合物      | mg/kg | 250以下 |
| シアン化合物(遊離シアン) | mg/kg | 50以下  |
| 水銀及びその化合物     | mg/kg | 15以下  |
| セレン及びその化合物    | mg/kg | 150以下 |

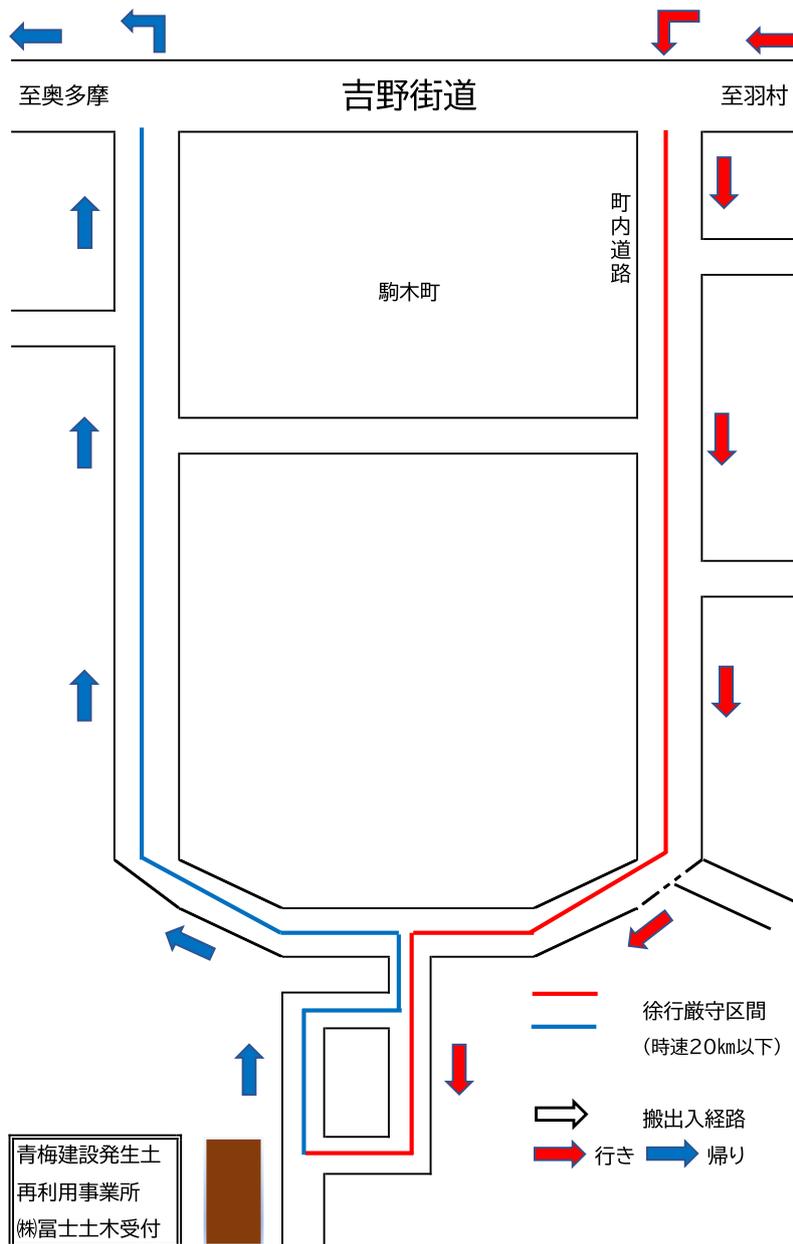
| 試験項目       | 単位    | 基準値     |
|------------|-------|---------|
| 鉛及びその化合物   | mg/kg | 150以下   |
| 砒素及びその化合物  | mg/kg | 150以下   |
| ふっ素及びその化合物 | mg/kg | 4,000以下 |
| ほう素及びその化合物 | mg/kg | 4,000以下 |

### 3-2 ダイオキシン類の試験項目・基準値及び検定方法

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壤汚染に係る環境基準」(平成14年7月22日環境省告示第46号)によります。

基準値(土壤) 1,000pg-TEQ/g以下

図一1 青梅建設発生土再利用事業所及び徐行厳守区間及び搬出入経路

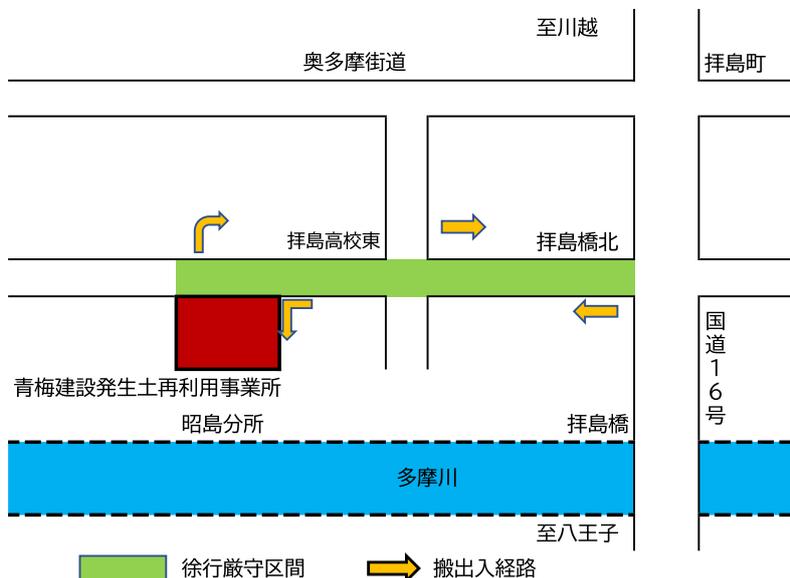


青梅建設発生土再利用事業  
株式会社富士土木 青梅工場  
〒198-0053  
青梅市駒木町二丁目1320  
TEL 0428(22)6107  
FAX 0428(22)6109

\*注意

- 町内道路一方通行区間ありますので  
行きと帰りの都道の出入口違います。
- 吉野街道から町内道路への進入は  
必ず左折で進入してください。
- 町内道路から吉野街道への進入は  
必ず左折で進入してください。

図一2 青梅建設発生土再利用事業所昭島分所及び徐行厳守区間及び搬出入経路



青梅建設発生土再利用事業  
昭島分所  
〒196-0002  
昭島市拝島町四丁目11番地1  
TEL 042(545)1258  
FAX 042(541)1043  
夜間 080-2597-3357

\*注意

- 夜間のみ受入出荷となっております。
- 青梅建設発生土再利用事業所昭島分所  
への搬出入は、必ず国道16号線から昭島  
分所の区間のみ通行してください。